

令和2年4月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生日とする障害基礎年金及び障害厚生年金（以下、併せて「障害給付」という。）の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

本件は、厚生労働大臣が、後記第3の7記載の原処分をしたことに対し、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求をした上、当審査会に対し、再審査請求をした事案である。

第3 再審査請求に至る経緯

- 1 請求人は、特定不能の広汎性発達障害（裁定請求の際に提出された障害認定日の診断書では摂食障害とされており、この2つの傷病は関連する傷病と認められるから、以下、併せて「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日（受付）、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求（予備的に事後重症による請求）として障害給付の裁定を請求した（以下「前件請求」という。）。
- 2 厚生労働大臣は、障害認定日による請求について、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「障害認定日である平成○年○月○日現在の障害の状態は、国民年金法施行令別表（障害年金1級、2級の障害の程度を定めた表）・厚生年金保険法施行令別表第1（障害年金3級の障害の程度を定めた表）に定める程度に該当していません。」という理由により、障害給付の支給をしない旨の処分（以下「前件処分」という。）をした。
- 3 請求人は、前件処分を不服として、○厚生局社会保険審査官に対する審査請

求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。当審査会は、平成○年○月○日、再審査請求を棄却する旨の裁決をした。

- 4 請求人は、国を被告として、○○地方裁判所に前件処分の取消しを求める訴えを提起した（同裁判所平成○年（行ウ）第○○○号・以下「前件訴訟」という。）。請求人の主張は、障害認定日における当該傷病による障害の状態は、国民年金法施行令（以下「国年令」という。）別表に定める2級の程度に該当するというものであった。

○○地方裁判所は、請求人が前件請求時に添付したa病院b科・A医師作成の平成○年○月○日現症に係る平成○年○月○日付け診断書（以下「A診断書」という。）のほか、a病院b科・B医師（以下「B医師」という。）作成の平成○年○月○日現症に係る平成○年○月○日付け診断書（以下「B診断書」という。）、a病院b科の診療録（以下「本件診療録」という。）等を調べた上で、平成○年○月○日、請求人の障害認定日における当該傷病による障害の状態は、国年令別表及び厚生年金保険法施行令（以下「厚年令」という。）別表第1に定める障害の程度に該当しないから、前件処分は適法であるとして、請求人の請求を棄却する旨の判決を言い渡した。同判決は、A診断書については、A診断書における記載は裁判所の認定した請求人の障害の状態とおおむね一致しており、A診断書に基づいて認定することは不合理とはいえないとし、B診断書については、本件診療録には、請求人の日常生活状況について、B診断書に記載されている程度の状態であったような記載はうかがわれず、B診断書においてA診断書の判断を変更したことに合理的な理由があるということはず、B診断書に基づいて認定することは困難と判断している。
- 5 請求人は、○○高等裁判所に控訴をした（同裁判所平成○年（行コ）第○○○号）が、同裁判所は、平成○年○月○日、一審判決とおおむね同様の理由により、控

訴を棄却する旨の判決（以下「前件判決」という。）を言い渡し、同判決は、同年〇月〇日の経過により確定した。

6 請求人は、当該傷病により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、再度、厚生労働大臣に対し、障害認定日（平成〇年〇月〇日）による請求として障害給付の裁定を請求した（以下「本件請求」という。）。本件請求には、B医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る平成〇年〇月〇日付け診断書（以下「B新診断書」という。）が添付されている。

7 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けて、請求人に対し、「障害認定日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、障害年金1級、2級又は3級の対象となる障害（国民年金法施行令別表及び厚生年金保険法施行令別表第1に規定）に該当しません。」という理由により、障害給付の支給をしない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

8 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨 （略）

理由

第1 問題点

本件の問題点は、請求人の当該傷病による障害の状態が、障害認定日当時において、厚年令別表第1に定める程度以上に該当しないと認められるかどうかということである。

第2 審査会の判断

前記認定事実によれば、請求人は、本件請求の前にも、障害認定日（平成〇年〇月〇日）において当該傷病により障害の状態にあるとして、前件請求をし、不支給処分（前件処分）を受けたが、請求人が前件処分の取消しを求める訴訟（前件訴訟）を提起したため、前件訴訟において、障害認定日の障害の程度を争点として審理判断がされ、障害認定日の障害の状態は国年令別表及び

厚年令別表第1に定める障害の程度に該当しないと理由により、請求棄却、控訴棄却の判決がされ、その判決（前件判決）が確定したところである。そして、前件判決の上記争点についての判断は、判決の理由中の判断であるが、当事者双方が主張立証を尽くした上での判断であるから、民事訴訟法第338条第1項各号所定の再審事由等がない限り、当事者である請求人及び国（保険者）は、信義則上、この判断に拘束されるというべきである。

本件請求は、前件請求と同一時点の同一傷病による障害を理由に障害給付を求めるものであるが、本件請求に添付されたB新診断書（B診断書の一部を修正したもの）は、民事訴訟法第338条第1項各号所定の再審事由に該当するものでないことは明らかであるから、保険者が、前件判決の上記判断に従い、請求人の当該傷病による障害の状態が、障害認定日当時において、厚年令別表第1に定める程度以上に該当しないとした原処分に違法・不当はないというべきである。

なお、請求人は、障害認定基準に基づき、本件請求に添付したB新診断書によって、程度を判断すべき旨を主張するが、前件判決の判断に拘束される場合については、審査資料に基づく判断は不要であるから、この点についての請求人の主張は、採用することができない。

以上によれば、原処分に違法・不当の点はなく、本件再審査請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁決する。